

貨物自動車運送事業者数及び車両数

平成29年3月31日現在

支局別	区分	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業  (軽霊枢含む)
		一 般		(特別積合せ)		霊 枢		計		管 内	その他	管 内	その他	
	事業者数	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他					
新 潟	事業者数	714	153	7	18	101	0	815	153	4	2	819	155	1,734 0
	車両数	17,619	3,874	579	220	384	0	18,003	3,874	9	23	18,012	3,897	3,579 0
長 野	事業者数	635	185	9	20	84	2	719	187	4	2	723	189	2,896 (5)
	車両数	13,374	4,816	186	223	231	7	13,605	4,823	27	6	13,632	4,829	4,712 (6)
富 山	事業者数	615	113	3	25	46	1	661	114	12	0	673	114	1,111 0
	車両数	11,263	2,651	112	121	166	9	11,429	2,660	36	0	11,465	2,660	1,573 0
石 川	事業者数	734	120	2	15	50	2	784	122	11	4	795	126	1,319 0
	車両数	10,282	3,100	35	188	176	18	10,458	3,118	74	36	10,532	3,154	2,075 0
合 計	事業者数	2,698	571	21	78	281	5	2,979	576	31	8	3,010	584	7,060 (5)
	車両数	52,538	14,441	912	752	957	34	53,495	14,475	146	65	53,641	14,540	11,939 (6)

- (注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。
2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。
3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。
4. 「霊枢」欄の事業者数には、霊枢専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊枢自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊枢」欄に計上する。
5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊枢自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として( )書きで表示した。